

龍ヶ崎市公告第52号

龍ヶ崎市「たつのこライフデザイン」形成支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案の受付開始について

このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和7年5月26日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1 業務名

龍ヶ崎市「たつのこライフデザイン」形成支援事業業務委託

2 業務概要

龍ヶ崎市「たつのこライフデザイン」形成支援事業業務委託（以下、「本業務」という。）は、高校を受験する時期を迎え、この経験を通じてこれからの人生の大きな選択を控える中学2年生を対象に、将来の進学や就業だけでなく、結婚・出産・子育てなども含めた人生設計を早い段階から考えることで、「なりたいこと（夢）」や「やりたいこと（目標）」を具体化し、自身のライフデザインについて希望をもって描けるよう、自ら考えるきっかけを提供することを目的とする。このことを踏まえ、本業務の実施にあたっては、本市の意図を十分に理解したうえで企画提案を求めるものである。

3 履行期間

契約の日から令和8年3月31日までとする。（ただし、検査期間10日間を含む。）

4 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業（以下「法人」という。）又は個人事業主（以下「個人」という。）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。）第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市告示第17号）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があつた者であつて、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人にあつては法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税、個人にあつては市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の未納税額がないこと。ただし、市税については、法人及び個人の事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去3年度以内（令和4年度～令和6年度）に、国または地方公共団体等（教育委員会を含む）を発注者として、「ライフデザイン形成支援事業に関する業務」を元請として受注した実績を有する

こと。

(10) 規程第11条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続については、龍ヶ崎市「たつのこライフデザイン」形成支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課人口問題対策室（担当：脇島・岡野）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111（内線376）

メールアドレス miryoku@city.ryugasaki.lg.jp